

検討課題(案)－第2次犯罪被害者等基本計画策定時における意見等に基づく検討課題抽出

検討課題(案)	第2次基本計画策定における意見等	左記意見等に関連する意見等
1 公費負担のあり方(理念)	<p>治療・保険診療とは異なる社会的支援の一環として被害者を支援するという位置づけで行うべき。</p> <p>カウンセリングをすることは、狭義の疾病、PTSDの治療をすることにはおさまらない部分があり、むしろ社会的支援の一環、犯罪被害者の権利回復の一環として位置付ける必要がある。</p> <p>犯罪被害者に対するカウンセリング費用給付は、保健医療制度における医療保障より幅の広い心理的支援と考えることができる。</p>	<p>犯罪被害者においてPTSDが非常に苦痛であり、生活機能への影響が大きいという結果も出ている中で、現在医療保険の対象になっていないからといって、その治療を受けることができないというのは被害者の方にとって大変不利益である。</p> <p>狭義のカウンセリング(特定の精神・心理療法)に限らず、広く支持的カウンセリングを早期から受けられることも重要。精神医療を受けることは通常敷居の高いことである。カウンセリングはより受け入れやすいメンタルヘルスサービスであり、早期のカウンセリングによって精神症状の軽減等が図られることが予想され、被害者の回復に寄与するものと思われる。</p>
2 公費負担の対象 ① 対象者(被害者等)	<p>被害を警察に届けていないと考えられる被害者も臨床現場では多数治療されているが、犯罪被害者給付制度の対象となる者に限るしかない。</p> <p>現在、カウンセリングが必要な人という対象をどういうふうに切り取るか、これは技術的な問題。</p> <p>将来に向けては、警察に届出をしていない性暴力被害者等に対し何らかの支援を行うことを考える必要がある。</p>	<p>カウンセリング費用の公費負担については、警察に届出をしない被害者も含めた検討が必要。</p>
② 実施者	<p>研修を受けた臨床心理士の活用が必要。</p> <p>警察では、犯罪被害者支援に関して、臨床心理士を活用しており、また、各地の臨床心理士会は被害者支援連絡協議会に参加しているなど、実際すでに被害者支援は臨床心理士の活動に組み入れられている。</p> <p>文部科学省の犯罪被害者支援施策としては、1999年に始まった日本臨床心理士会の被害者支援研修会が挙げられる。</p> <p>(拡充する公費負担を行う心理療法には、)医師の保険診療による通院精神療法は含まない。</p>	<p>※ 保険診療は、実質的に高額にならない。むしろ問題は、専門の医師がどこにいるかわからないこと、医師にやる気があっても自分で持ち出しを覚悟しない限り、保険診療による通院精神療法を行うことが難しい状況であることにある。</p>
③ 心理療法の内容	<p>現在医療保険外のカウンセリングとして提供されている心理的支援が、海外で治療効果を実証されている専門的療法から、より一般的な療法、ときには一部で行われている特殊な療法まで広がりがあり、質もさまざまであることは事実である。</p> <p>公費負担を考えるには、カウンセリングの質において何らかの担保が必要。</p>	<p>(PTSDに対する認知行動療法に関して)いずれ保険適用の可能性があるとこの事態に置いたときには、まさにそれは医療行為に準じる形といっても差し支えないような治療ではないかといえる。</p>
④ 回数	<p>40回ぐらいが妥当。</p>	<p>特定の精神療法でない支持的なカウンセリングにおいては5回程度、PTSD等については既存のガイドライン等で有効性の示されている特殊な認知行動療法については16回までのカウンセリング費用について、保健診療該当の4200円を補助することが考えられる。</p>
⑤ 費用負担の範囲	<p>長期化する者が多いが、カウンセリングの目標を明確化するという点から考えても無制限に給付することは必ずしも望ましくない。</p>	

⑥ 費用負担の方法	現在行われている被害者へのカウンセリングの費用を補填	警察庁では既に、①都道府県警察における臨床心理士等の部内カウンセラーの育成・配置、②民間の犯罪被害者支援団体が行うカウンセリングに対する業務委託等の施策を実施しているが、これらの資源は各都道府県に1, 2か所と限られており、遠方の被害者等にとって利用することは困難であることや、認知行動療法のような高度の心理療法を行う環境にはないことから、被害者の近隣において、高度の心理療法を含むカウンセリングを受ける場合にも費用が補助されることが望ましい。
3 公費負担の仕組み		
① 犯罪被害給付制度の拡充	重傷病給付を拡張してカウンセリング費用を給付する。	重傷病給付金は、犯罪行為によって重大な負傷又は疾病を受けた場合に、その程度に応じて給付金を支給するもの。
考え方	現在、重傷病給付には自賠責にならって既に休業補償が組み込まれているため、必ずしも医療給付には限定されていない。自賠責には、カウンセリング費用は含まれていないものの、精神的・身体的被害に対する慰謝料が給付されるため、被害者はこの費用を充てることが可能。犯罪被害給付金において慰謝料はそぐわないものであることから、休業補償のような精神的回復のためのカウンセリング費用の枠を別途設けることが考えられる。	傷病を負った被害者が共通して負担することとなる保険診療による医療費の自己負担分が傷病の程度を最も的確にあらわしていると考えられることから、健康保険制度の適用される医療行為に係る費用が対象となる。
対象者の要件等	<p>医師が犯罪被害後のメンタルヘルスの悪化に関して診断し、その回復を支援することを目的として、心理療法、カウンセリングが必要と認めた者。</p> <p>給付対象に家族を含める必要がある。カウンセリング等を必要とする者の順位は一律には決められない。</p>	健康保険制度の適用される精神科医による精神療法等を受けた者であることが必要。
実施者の要件	<p>医師、精神保健福祉士、臨床心理士、心理的問題に関して国家資格あるいはそれに準ずる資格(例えば、EAP)を有する者</p> <p>臨床心理士の国家資格化の制度を待っているというものは無理である。</p>	<p>臨床心理士等によるカウンセリングに関する費用を重傷病給付金の対象とする制度設計を検討するためには、その前提として、臨床心理士の法的位置づけ、対象となる傷病の種類・治療行為・効果・費用の在り方について、健康保険等の適用される医療行為に準ずる形で制度が整備されることが必要。</p> <p>臨床心理士について国家資格化がなされるなど、全体として臨床心理士のカウンセリングについての設計がされれば、(重傷病給付金による公費負担の)問題については比較的対応はしやすくなる。</p>
心理療法の内容	<p>医師の自由診療、医療機関に併設した心理臨床機関、独立した心理臨床機関、その他の相談機関等に勤務する有資格者が行う心理療法、メンタルヘルスについてのカウンセリング。</p> <p>1つの在り方として、重傷病の枠で考えるならば、そのように非常にエビデンスの高いもの、まさに医療行為に準じると思われるものについては、少なくとも適用の範囲を認める。その基準としては厚生労働省等で、例えばガイドラインを示すというような形で、それに準じて行うというやり方が考えられる。</p>	

回数、費用負担の範囲	医療機関、心理臨床機関、相談機関等で行われる一回45分から120分を標準とする一時間上限10000円以内の心理療法、カウンセリング。	上記2-④参照。
② 臨床心理士等による心理療法への医療保険適用の可否	<p>PTSDの診断及び治療にかかる医療保険の適用の拡大ということに関し、診療報酬、これは社会保険診療における価格であるが、この価格を設定するに当たり、診療側、保険者、こういった当事者同士の一種の価格交渉といったようなことを行う場として中央社会保険医療協議会というものがある。</p> <p>診療報酬については、2年に1回ずつ改訂するというルールになっており、1つの考え方として、医療の有効性、安全性ということについて評価が得られるものについて措置を講じていくという考え方をしている。</p>	
③ 新たな仕組みの導入 (財源をどうするか)	<p>従来の警察庁で取り組んできたカウンセリング等の対象の、あるいは規模の拡大、充実ということでも対応できる部分があるかと思う。</p> <p>重傷病給付金で、休業補償のようなむしろ精神的回復のためのカウンセリング費用の枠を設けることが難しい場合には、最高裁における裁判員の心のケア制度を参考とし、適切と認められたカウンセリング機関においての費用が補償されることが必要。</p> <p>対象となるカウンセリング機関については、各都道府県において有識者委員会による事前評価を行うことなどが考えられる。</p>	
※ 上記①、②、③のいずれの仕組みにおいても必要と考えられるもの		
○ カウンセリングの質を担保するための仕組み	<p>担当機関及び専門家等による「被害者カウンセリングに関する委員会(仮称)」を設置し、「被害者カウンセリングのガイドライン」を検討・作成する。</p> <p>当該委員会において当該ガイドラインに沿ったカウンセリングを行うための要件を備えている機関を認定・指定し、指定されたカウンセリング機関において実施するカウンセリングについて公費負担するものとする。</p>	
指定カウンセリング機関の要件	<p>例: 厚生労働省、文部科学省においてはそれぞれ、臨床心理士等を対象として犯罪被害者に関する研修を行っており、これらの研修を受けていること</p> <p>例: 犯罪被害者のカウンセリング経験のある機関であること</p>	

※ 本資料は、第2次犯罪被害者等基本計画策定時における意見等に基づき検討課題を抽出するとともに、検討課題ごとに論点を抽出し、これを整理するのに資するよう作成したもの。